

魚津市告示第94号

魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年8月21日

魚津市長 村椿 晃

魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市宿泊割引事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(2) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む者及び同条第3項に規定する簡易宿泊所営業を営むもの並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者をいう。

(3) 宿泊割引事業 宿泊事業者が富山県在住者に対して実施する宿泊商品（金券付きの商品を除く。）の割引販売事業をいう。

(4) 指定事業者 この要綱の規定により補助金の交付を受ける者として市長の指定を受けた宿泊事業者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく減少している宿泊需要の喚起及び宿泊施設の利用促進による市内経済の活性化を目的として、宿泊割引事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、第2条第4号に規定する指定事業者とする。

2 指定事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 魚津市内に宿泊施設を有する者であること。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる富山県対策指針の別紙3 感染拡大予防チェックリスト（事業者及び関係団体向け）及び宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）を遵守していること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

(4) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、宿泊割引事業に係る宿泊商品の割引に伴う減収額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 本要綱の規定による割引前の宿泊商品の料金（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が1人1泊当たり1万円以上の場合 1人1泊当たり4,000円

(2) 本要綱の規定による割引前の宿泊商品の料金が1人1泊当たり1万円未満の場合 1人1泊当たり2,000円

2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、指定事業者が第8条第2項に規定する指定を受けた日から令和2年11月30日までとする。

（事業者の指定）

第8条 指定事業者になろうとする宿泊事業者は、宿泊割引事業を開始する日までに魚津市宿泊割引事業事業者指定申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは指定事業者として指定し、魚津市宿泊割引事業事業者指

定完了通知書（様式第2号）により当該宿泊事業者に通知するものとする。
（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする指定事業者（以下「申請者」という。）は、魚津市宿泊割引事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 魚津市宿泊割引事業実績報告書（様式第4号）
 - （2） 宿泊者から提出された宿泊割引クーポン（様式第5号）
 - （3） その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定及び額の確定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、魚津市宿泊割引事業補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の交付決定及び額の確定の通知を受けた者から補助金の請求書（様式第7号）の提出を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、第9条の規定による添付書類の記載内容に虚偽の事実があると認めた場合その他規則又はこの要綱に違反する行為があった場合は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した補助金について、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第13条 指定事業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出等についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

